

※施術免許(写)を添付してください。

		-			
--	--	---	--	--	--

生活保護法指定助産機関・施術機関 指定申請書

(あて先)

さいたま市長

施術者個人の住所を
記入してください。

令和 年 月 日

申請者(指定を受けたい施術者等の住所、氏名、生年月日)

住所 〒330-XXXX

さいたま市〇〇区XX1-2-3

氏名 ■■ ■■

生年月日 S・H ■■年■■月■■日

電話 (048) XXX-XXXX

該当に〇を
してください

開設者本人

勤務施術者等

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定される指定助産機関・施術機関の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

※指定を受けたいものに〇をしてください

助産	柔道整復	あん摩・マッサージ	はり	きゅう
柔道整復	埼玉県柔道整復師会の加入		有	無
あん摩・マッサージ指圧	埼玉県鍼灸マッサージ師会の加入		有	無
はり・きゅう	埼玉県鍼灸師会の加入		有	無
	埼玉県鍼灸マッサージ師会の加入		有	無
開設している (勤務してい る)助産所又 は施術所	名称	▲▲▲▲▲鍼灸整骨院		
	所在地	〒331-XXXX さいたま市◆◆区●●●●3-2-1		
	電話	(048) XXX-XXXX		
	開設者名	▲▲ ▲▲		
指定を希望する日	令和●●年 ●月 ●日			

福祉事務所記入欄

福祉事務所 (担当:)

- 申請書の各項目について、すべて記入されている。
- 誓約書・免許証写し・協定書2部(各団体に無所属なもの)が添付されている。
- 申請書の提出先が正しい。(申請者=開設者本人⇒施術所等の所在地。申請者=勤務施術者等⇒申請者の住所地)

福祉事務所
収受印

注意事項

- 1 この書類は、指定を受けようとする助産師または施術者の住所地（助産所または施術所を開設している助産師または施術者にあつては当該助産所または施術所の所在地）を管轄する福祉事務所に提出してください。
- 2 指定を受けようとするすべての業務の免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、さいたま市告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「住所」は、当該指定申請を行う助産師または施術者の住所を記載してください。
- 3 「生年月日」は、当該指定申請を行う助産師または施術者の生年月日を記載してください。
- 4 申請者本人が開設者であるか、勤務施術者であるか○で囲んでください。
- 5 指定を希望するすべての業務を○で囲んでください。
- 6 施術団体に加入している場合には、該当団体を○で囲んでください。
- 7 「名称」は略称等を用いることなく、医療法等により許可もしくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用いてください。
- 8 「開設者名」は開設者の氏名を記載してください（開設者が法人の場合は法人名と肩書きを記載してください）。
- 9 「指定を希望する日」は、生活保護法による施術を開始する日を記入してください。

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号
(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)に該当しない旨の誓約書

(あて先)
さいたま市長

記入例

令和 年 月 日

申請者

住所

〒330-XXXX
さいたま市〇〇区XX1-2-3

氏名

■■■■

「生活保護法指定助産機関・施術機関
指定申請書」の申請者欄の住所及び氏名
を記入してください。

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

(誓約項目)

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規定関係

- 第2項第2号関係
指定を受けようとする助産師又は施術者(以下、申請者という。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。
- 第2項第3号関係
申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。
※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定
1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
4 医師法(昭和23年法律第201号)
5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
8 医療法(昭和23年法律第205号)
9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
19 介護保険法(平成9年法律第123号)
20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
28 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
30 公認心理師法(平成27年法律第68号)
31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)
32 臨床研究法(平成29年法律第16号)
- 第2項第4号関係
申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない。
- 第2項第5号関係
申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。
- 第2項第6号関係
申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。
- 第2項第8号関係
申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした。